

茨城県報 号 外

昭和52年11月17日

木 曜 日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

- | | ページ |
|---|-----|
| ●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の一部改正(農業経済課) | 1 |
| ●茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定する知事が特に必要と認めて
指定する資金の種目及び利子補給率の一部改正(") | 2 |

告 示

茨城県告示第1233号

茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程(昭和52年茨城県告示第405号)の一部を次のように改正する。

昭和52年11月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第2条第2号の表利率の欄中「年4.0%以下」を「年3.5%以下」に改める。

付則第5項中「年4.0%」を「年3.5%」に、「「年2.0%」とあるのは「年3.0%」」を「「年2.0%」とあるのは「年2.5%」」に、「「年1.0%」とあるのは「年2.0%」」を「「年1.0%」とあるのは「年1.5%」」に改める。

別表第5号中「年4.0%」を「年3.5%」に、「年3.0%」を「年2.5%」に改める。

付 則

- この告示は、公布の日から施行し、昭和52年10月3日以降に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給及び昭和52年10月2日以前に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給のうち昭和52年10月3日以降になされた貸付けに係るものについて適用する。
- 昭和52年10月2日以前に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給のうち、同日以前になされた貸付けに係るものについては、なお、従前の例による。

茨城県告示第1234号

昭和52年4月1日茨城県告示第406号で告示した茨城県農業近代化資金等利子補給金交付規程の規定による別表資金の種類欄8に規定する知事が特に必要と認めて指定する資金の種目及び利子補給率の一部を次のとおり改正し、昭和52年10月3日以降に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給及び昭和52年10月2日以前に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給のうち昭和52年10月3日以降になされた貸付けに係るものに適用するものとし、昭和52年10月2日以前に知事の承認を受けた農業近代化資金等に係る利子補給のうち、同日以前になされた貸付けに係るものについては、なお、従前の例による。

昭和52年11月17日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「イ 農業公害の防止に必要な資金	年 5.5%	年 4.5%	年 4.5%	を
------------------	--------	--------	--------	---

「イ 農業公害の防止に必要な資金	年 5.0%	年 4.5%	年 4.0%	に、
------------------	--------	--------	--------	----

「オ 特定の事業により農業生産団地の育成に必要な資金	年 5.0%	年 4.0%	年 3.0%	を
----------------------------	--------	--------	--------	---

「オ 特定の事業により農業生産団地の育成に必要な資金	年 5.0%	年 3.5%	年 2.5%	に
----------------------------	--------	--------	--------	---

改める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) 金 1,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所